

○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

令和3年度予算案額：
474百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス（CO₂）排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

運輸部門における省エネの推進 → 2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

運輸部門におけるエネルギー起源CO₂削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める。

- ・地域交通のグリーン化のため、次世代自動車の導入支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。
- ・電気自動車及びハイブリッド自動車等は、災害時等において電力供給による支援が可能。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

【連絡先】国土交通省 自動車局 技術・環境政策課

TEL : 03-5253-8591

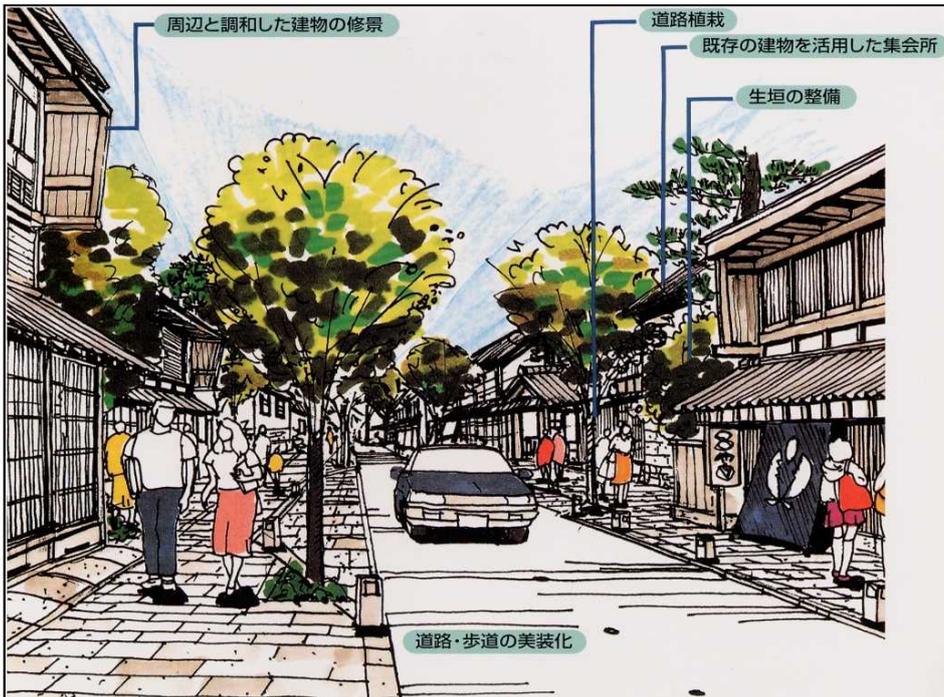
○街なみ環境整備事業

※社会資本整備総合交付金等の基幹事業
令和3年度予算案:1,485,112百万円の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

〇訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

令和3年度予算案額：
3,383百万円の内数

概要

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、「新しい生活様式」に対応した感染症対策等に関する個別の取組を支援する。

また、最新の知見を踏まえた観光分野における感染症対策や持続可能な観光の実現に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

対象者

地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等

対象事業

- (1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業
 - ① 外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化
 - ・ 訪日外国人旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、観光案内所の開設や機能向上・災害時の対応能力強化等にかかる経費の一部について支援。
 - ② 観光スポットの段差の解消
 - ・ 訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、観光地における代表的な観光スポットにおける段差の解消に要する経費の一部について支援。
 - ③ 観光地における感染症対策の支援
 - ・ 観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光地における感染症対策を推進する。
- (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業
 - ・ 旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料Wi-Fiの整備や決済端末等の整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。
- (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業
 - ・ ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化、感染症対策等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。

支援内容

補助率

- (1) …………… 1/3（一部1/2）
- (2) …………… 基本的ストレスフリー環境整備：1/3
 （補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に150万円を乗じた額を上限とする。
 また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。）
 バリアフリー環境整備：1/2（上限500万円）
- (3) …………… 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4等（交通サービス調査事業は上限1,000万円）

事業イメージ

※ 写真はイメージ例

(1) 地方での消費拡大に向けた取組を支援

外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化	案内標識の多言語化	多言語翻訳システム機器の整備	デジタルサイネージの整備	無料公衆無線LAN環境の整備	非常用電源装置等	観光スポットの段差の解消	感染症対策

注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る。
また、非常用電源装置と感染症対策については、地域要件の対象外

(2) 宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

無料Wi-Fiの整備	案内表示の多言語化	タブレット端末の整備	決済端末等の整備	サーモグラフィ等の導入	混雑状況の「見える化」
客室のバリアフリー化	浴室のバリアフリー化	食堂の段差の解消	トイレのバリアフリー化	非接触型チェックインシステムやキールシステムの導入	

(3) 移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記	多言語案内用タブレット端末等の整備	無料Wi-Fiの整備	トイレの洋式化及び機能向上	全国共通ICカード、QRコード決済等の導入	移動円滑化	感染症対策

〇実証事業の実施

- ・ 訪日外国人旅行者の安全安心な旅行促進調査
- ・ 訪日外国人旅行者向け受入環境整備に関する調査

補助率： 1/2 (例：非常用電源等) 1/3 (例：案内標識の多言語化等)

【連絡先】 (1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
 (2) 国土交通省 観光庁 観光産業課
 (3) 国土交通省 総合政策局 地域交通課

TEL：03-5253-8972
 TEL：03-5253-8330
 TEL：03-5253-8396

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

○公共交通利用環境の革新等

令和3年度予算案額：
1,240百万円

【概要】 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。
あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

【対象者】 公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

【対象事業】 ①多言語対応
②無料Wi-Fiサービス
③トイレの洋式化
④キャッシュレス決済対応
⑤感染症拡大防止対策
⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保
⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上
⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応
⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等
に要する経費の一部について支援（①～⑤をセットで整備し、あわせて⑥～⑨を支援可能）。
及び観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

【支援内容】 補助率
1/2（①～⑤のうちいずれかを実施済の場合は、1/3）

【事業イメージ】※写真はイメージ例



【連絡先】 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
国土交通省 総合政策局 地域交通課

TEL：03-5253-8972
TEL：03-5253-8396

ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

令和3年度予算案額：
1,037百万円の内数

概要

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応、スマートごみ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な「まるとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

対象者

地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等

対象事業

- 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業、「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業
 - 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業
 - ICTも活用した多言語案内標識等の面的な受入環境の整備や、これらと一体的に行う外国人観光案内所の整備等を支援する。
 - 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業
 - 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い「道の駅」等において、多言語対応等の受入環境の整備を集中的に支援する。
 - 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり
 - 古民家等の観光資源化
 - インバウンド対応のための内装整備や多言語対応のための設備整備等に対し支援を行う。
 - 歴史的観光資源の高質化
 - 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却に対する支援を行う。
 - 電線の地中化等
 - 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化を支援。
 - 先進的なサイクリング環境整備事業
 - 訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する受入環境整備、情報発信等を支援。

支援内容

補助率：2分の1、3分の1

事業イメージ

※写真はイメージ例

A ■ まちなかの周辺機能の強化 (まるとインバウンド対応)

- 多言語表示の充実・改善
 - 二次元コードも活用した多言語観光案内標識の一体的整備
 - 観光スポットの標示物・HP等の多言語化
 - 無料公衆無線LAN環境の整備
 - ワーケーション環境の整備 (拡充)
- 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語翻訳用タブレット端末の整備
 - メニューのオンライン化 (拡充)
 - 先進的決済環境の整備
 - 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化
 - 免税店電子化対応環境の整備等 (拡充)
- トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
 - 洋式便器の整備及び清潔等機能向上 (光触媒タイルの活用等)
- 観光スポットの騒音の解消、ゴミ対策
 - 混雑対策の推進 (拡充)

地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ

外国人観光案内所、Wi-Fi、公衆トイレ、スマートごみ箱、混雑の見える化対策地

主幹線、副幹線、支線、主要な観光地、重要文化財や国立公園が所在する地域、国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

B ■ 観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能強化

- 情報発信機能の強化
 - デジタルサイネージの整備
 - V R機器の整備
 - 多言語音声ガイドの整備
 - AI・チャットBotの整備
 - オンラインコンテンツの整備 (拡充) 等
- 訪日外国人旅行者への対応力の強化
 - 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語案内用タブレット端末の整備
 - 免税対応端末、手ぶら観光 等
- 外国人観光案内所等の情報提供機能の強化
 - 非常時情報発信機能の整備
 - デジタルサイネージを活用した災害時情報発信機能の整備

実施要件：Aを1つ以上実施した場合、Bの事業も整備可能
Cについては、メニュー単独での整備も可能

■ 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

- 外国人観光案内所の整備・改良等
- 多言語翻訳システム機器等の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 先進的決済環境の整備
- HP・コンテンツ作成
- 段差の解消
- おむつ交換台の整備 (拡充)
- 案内放送の多言語化
- 標示物の多言語化
- 投乳室の整備 (拡充) 等

■ 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり

- 歴史的観光資源の高質化
- 電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化
- 古民家等の観光資源化

■ 先進的なサイクリング環境整備事業

- 多言語案内標識
- サイクリングの設置
- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信

- 【連絡先】(1) 「まちあるき」事業、「道の駅」事業
(2) 電線の地中化等
(2) 歴史的観光資源の高質化
(2) 古民家等の観光資源化
(3) 先進的サイクル環境整備

- 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
国土交通省 道路局 環境安全・防災課
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
国土交通省 道路局 参事官

- TEL：03-5253-8972
TEL：03-5253-8495
TEL：03-5253-8954
TEL：03-5253-8517
TEL：03-5253-8497

○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
(官民連携基盤整備推進調査費)

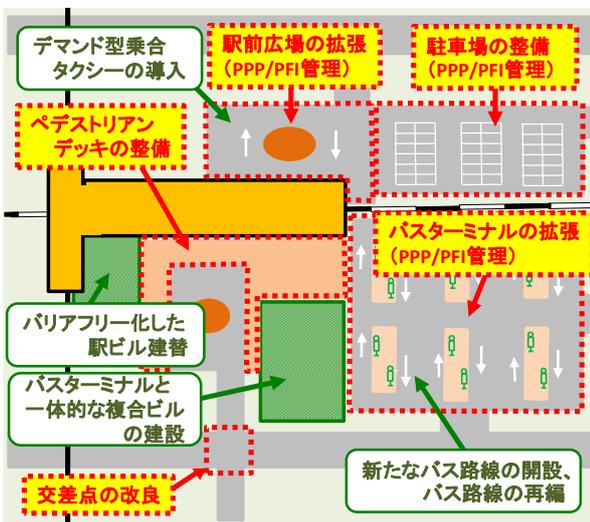
令和3年度予算案額:
331百万円

概要

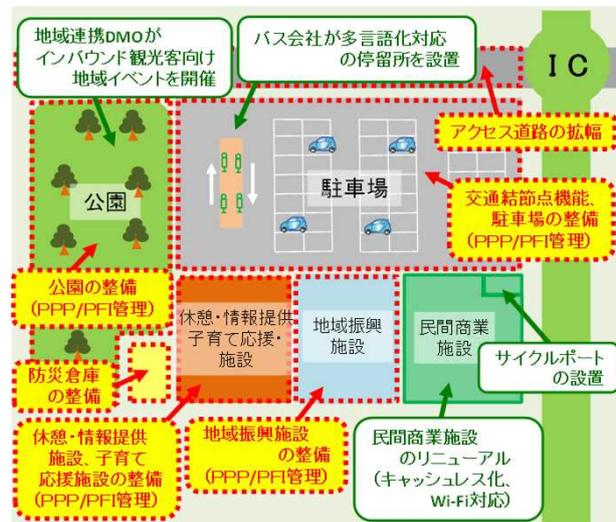
観光振興等の地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行っています。

事業イメージ

〈事例〉交通結節機能強化のための駅周辺整備の検討



〈事例〉広域観光拠点整備の検討



凡例：基盤整備 民間事業活動

対象者

地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

対象事業

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、河川、海岸、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費

① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）

支援内容

補助率： 1 / 2 （補助額の上限・下限はありません）

令和3年度も引き続き、下記の調査について重点支援しています。

- ・ PPP/PFI の推進に資する調査
- ・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査

昨年度からの変更のポイント

—

支援手続スケジュール（予定）

年間3回の募集を予定しています。

①国土交通省への応募書類の提出

（予定：第1回募集 1月下旬～2月中旬、
第2回募集 2月下旬～4月中旬、
第3回募集 6月中旬～7月上旬）

②審査

（国土交通省における審査、財務省との協議）

③内定

（予定：第1回募集 4月下旬、
第2回募集 6月下旬、
第3回募集 8月下旬）

④交付申請

⑤交付決定（内定後、約2週間）

備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

TEL： 03-5253-8111(内線29-924) 03-5253-8360(直通)

Mail： hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

○離島活性化交付金

令和3年度予算額:
13,000百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金		
<p>◆事業実施主体:都道県、市町村、民間団体 ◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの ◆補助率:都道県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内 民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内 (国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。) ※流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内 ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内 (国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)</p> <p>◆事業期間:原則として3年以内 ◆成果目標:あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定</p>		
<p>○「定住促進」事業</p> <p>産業活性化事業 雇用機会の創出のための戦略産品開発 戦略産品の移入に係る輸送費支援 原材料等の移入に係る輸送費支援 ※輸送費支援は、3年経過後も同品目による継続可能。</p> <p>定住誘引事業 U・J・Iターン希望者のための情報提供 空家改修等の人材受入れのための施設整備 既存施設のシェアオフィス等への改修</p> <p>定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供</p> <p>流通効率化関連施設整備等事業 ・倉庫、荷さばき施設、荷役機材、冷凍・冷蔵庫の整備 ・品質・衛生管理高度化機材の整備(特定有人国境離島地域のみ)</p>	<p>○「交流促進」事業</p> <p>離島における地域情報の発信 ・PR映像、パンフレットの制作 ・イベントにおけるPR活動</p> <p>交流拡大のための仕掛けづくり ・観光地域づくり推進主体立上げ ・滞在交流型観光のプログラム作成 ・交流人口の拡大に必要なトイレ改修</p> <p>島外住民との交流の実施の推進 ・離島留学、交流イベント開催</p>	<p>○「安全安心向上」事業</p> <p>防災機能強化事業 ・避難施設整備 ・既存防災拠点の改修等 ・避難階段、案内板等簡易な施設の整備 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備 ・感染症対策等の隔離施設及び物品等の整備</p> <p>計画策定等事業 ・地域防災計画修正事業 ・災害時エネルギー確保のための調査・計画策定</p>

対象者

都道県、市町村、一部事務組合

対象事業

- 「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入れのための施設整備、流通効率化関連施設整備など
- 「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、当該住民との交流の実施の推進など
- 「安全安心向上」事業・・・防災機能強化事業、防災計画策定等事業など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

流通効率化関連施設整備等事業については、1/2以内

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内

（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

離島における感染症対策のための隔離施設及び物品等の整備、新たな島外人材の定住誘引を目的とした既存施設のシェアオフィス等への改修に対する支援を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概要

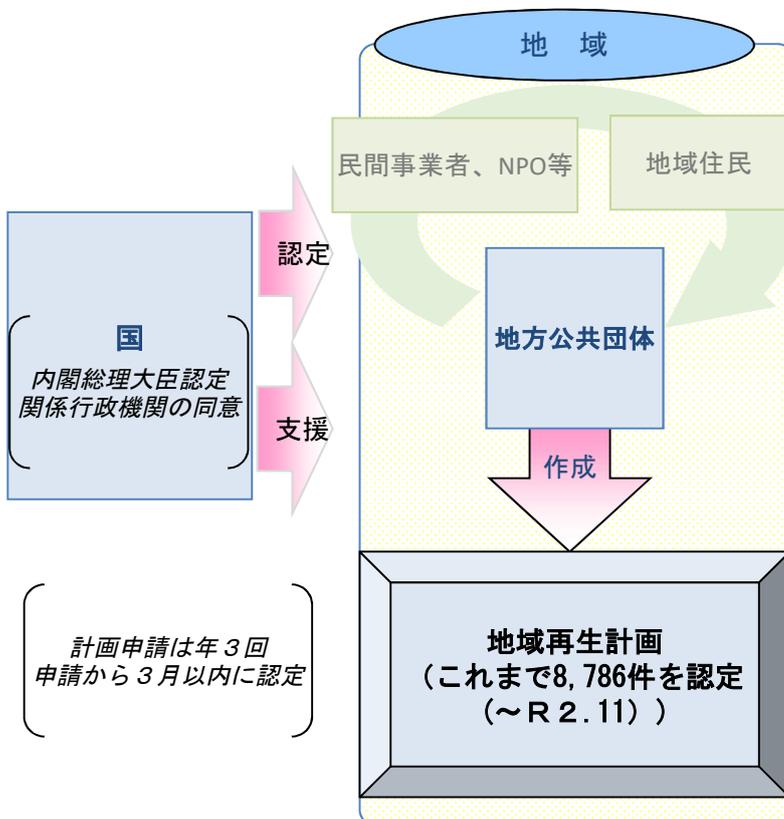
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ① 地方創生推進交付金（H28創設）
- ② 地方創生整備推進交付金（道・汚水処理施設・港）
（H17創設、H28改正）
- ③ 企業版ふるさと納税
（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ④ 地域再生支援利子補給金（H20創設）
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）
（H27創設、H30改正）
- ⑥ 地域再生エリアマネジメント負担金
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑦ 商店街活性化促進事業（H30創設）
- ⑧ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
（地域再生土地利用計画）（H27創設）
（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑨ 生涯活躍のまち形成事業（H28創設）
- ⑩ 地域住宅団地再生事業（R1創設）
- ⑪ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）
- ⑫ 民間資金等活用公共施設等整備事業
（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑬ 補助対象施設の有効活用
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設）等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
 - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

詳細はこちら

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kekka/200331/kihonhoushin_beppyo.pdf

【観光地域づくりに資する施策】

- 地方創生推進交付金（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○地方創生推進交付金

令和3年度予算案額：
100,000百万円

概要

地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。

事業イメージ

地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)
 令和3年度概算決定額 **1,000億円**
 (令和2年度予算額 **1,000億円**)

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

①地方創生総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣府大臣が認定。

具体的な「成果目標(KPI)」の設定

→

「PDCAサイクル」の確立

※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

対象事業等

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事業の構築等
 ・富民協働、地域間連携、政府間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
 (例) しごと創生、観光振興、地域福祉、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、顧客活性化 等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限度(国費)		申請上要件数
都道府県	先駆2.0億円	構築型1.0億円	原則10事業(うち広域連携2事業)
中核中核都市	先駆2.0億円	構築型0.5億円	原則7事業(うち広域連携2事業)
市町村	先駆2.0億円	構築型0.7億円	原則5事業(うち広域連携1事業)

※Society5.0タイプは都道府県・中核中核都市・市町村ともに交付上限度(国費)50億円、申請上要件数の枠外

③わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住・起業・就業支援)
 ・東京圏からのU・I・Jターンの促進及び地方の抱い手不足対策

④複数年度にわたる施設整備事業(地方創生拠点整備交付金)

資金の流れ

国

→

交付金(1/2)

都道府県
市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

令和3年度からの主な運用改善

①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化(本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置(20億円の増額))

②移住支援事業の要件緩和(テレワーカー等の対象化)

③起業支援事業の要件緩和(Society5.0関連事業等の対象化)

対象者

地方公共団体

対象事業

地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定

- (1) しごと創生 ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等

支援内容

地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。

昨年度からの変更のポイント

特になし

支援手続スケジュール（予定）

2020年12月22日	募集開始
2021年1月22日	申請締切
2021年3月下旬	内示
2021年4月上旬	交付決定

備考

特になし

【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局
地方創生推進交付金担当 TEL:03-3581-4213

継続

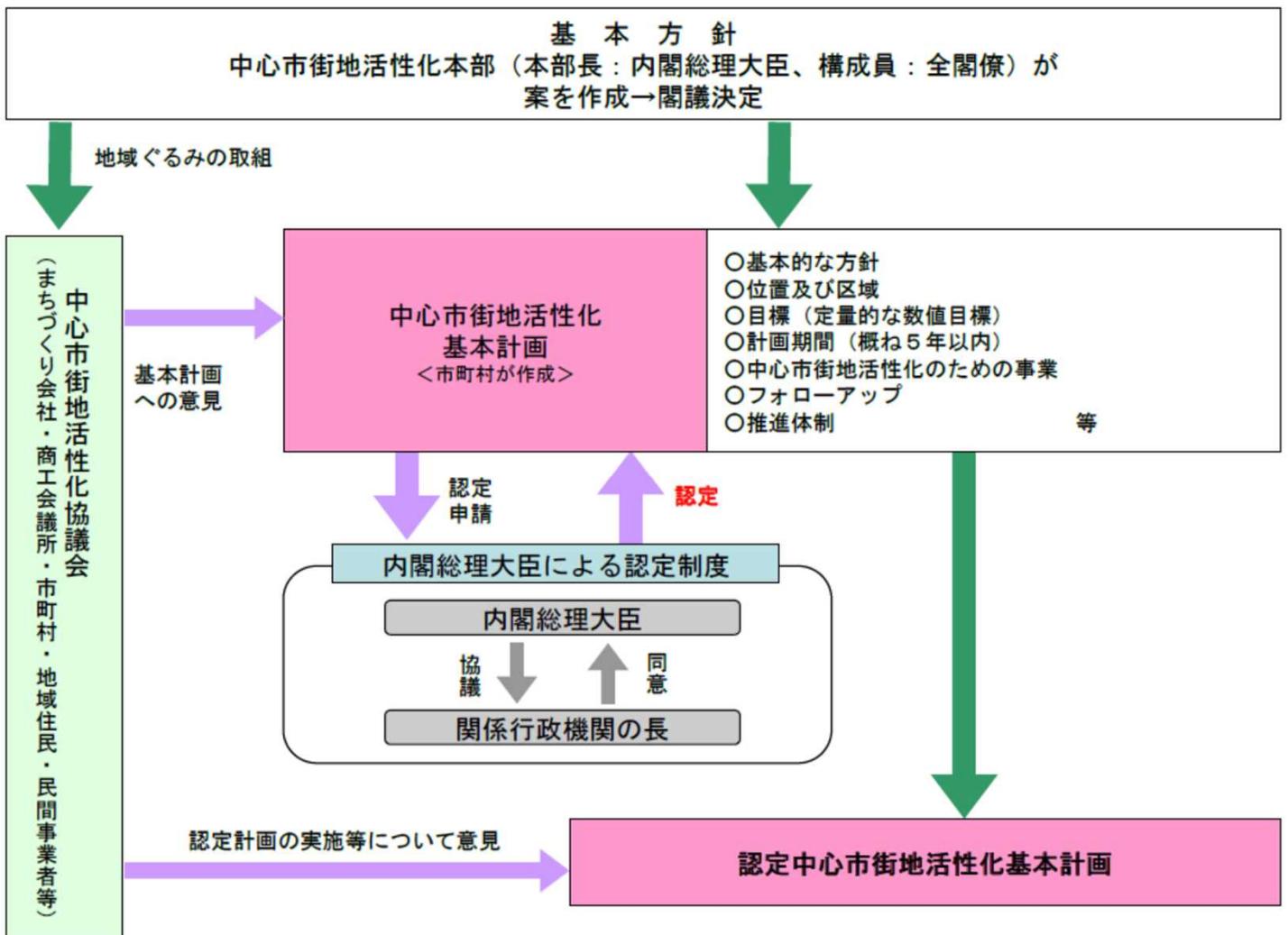
○ 中心市街地活性化制度

令和3年度予算案額：
16百万円

概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
(地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等)

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

支援内容

- 都市再生整備計画事業※（国土交通省）
 - 暮らし・にぎわい再生事業※（国土交通省）
 - 中心市街地共同住宅供給事業※（国土交通省）
 - 商店街活性化・観光消費創出事業（経済産業省）
 - 中心市街地活性化ソフト事業（総務省） . . . 等
- ※社会資本整備総合交付金を活用して支援

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前年度まで
地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置、内閣府や地方支分部局への事前相談等
- 認定を目指す年度
 - 4月 : 担当レベルの事前相談
 - 5月～6月 : 内閣府幹部ヒアリング
 - 7月～11月 : 計画内容の調整、現地視察、国の支援措置について地方支分部局と調整
- 12月 : 計画案の完成
- 1月～2月 : 各省調整、申請、各省協議
- 3月末 : 認定

※例年、3月末認定の他、市町村からの要望に応じて、6月及び10月頃の認定も行っています。

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
TEL：03-5253-8328

○地域公共交通確保維持改善事業

令和3年度予算案額：
20,587百万円

概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援する。

(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

事業イメージ

地域公共交通確保維持事業
(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業
(快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロック等の整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業
(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

対象者

交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)、地域における協議会又は地方公共団体

対象事業

- ① **地域公共交通確保維持事業**
- ② **地域公共交通バリア解消促進等事業**
- ③ **地域公共交通調査等事業**

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2

※国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実

昨年度からの変更のポイント

地域旅客運送サービス継続事業の創設等

支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

○ローカル10,000プロジェクト
(地域経済循環創造事業交付金)

令和3年度予算額(案):
700百万円の内数

概要

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する。

事業イメージ

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・公費による交付額以上
- ・無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

(例) 古民家を改修したカフェで
地元食材を使用した料理を提供



これまでの実績
(408事業、333億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む))

公費交付額 118億円、融資額 164億円、自己資金等 51億円

(R元年度末時点)

対象者

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、助成を行う地方公共団体に交付金を交付

対象事業

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果を創出する事業であり

- ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- ・地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額(国費+地方費)と同額以上であること
- ・地域金融機関から、無担保(交付金事業により取得する財産に担保権を設定する場合を除く。)・無保証の融資を確保すること(事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されること)

支援内容（補助率等）

○公費による交付額の上限

→ 原則2,500万円

融資額又は出資額が公費による交付額の

- ・ 1.5倍以上2倍未満の場合：3,500万円
- ・ 2倍以上の場合：5,000万円

○補助率

→ 原則、公費による交付額の1/2

条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2/3
特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3/4

重点支援

「生産性向上に資するデジタル技術の活用」
に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、
新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

支援手続スケジュール（予定）

実施計画書提出を随時受付、毎月10日提出〆切、翌月下旬交付決定

【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL: 03-5253-5523

○かわまちづくり支援制度

令和3年度予算案額：
都市水環境整備25,050百万円の内数
社会資本整備総合交付金631,128百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽に相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(民間事業者と連携した水辺整備の例)

- ・民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路の整備

【実施事例】



北十間川かわまちづくり(北十間川/墨田区)



五ヶ瀬川かわまちづくり(五ヶ瀬川/延岡市)

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会

○ 国立公園利用促進事業

令和2年度当初予算額: 70百万円
令和3年度予算案額: 20百万円

概要

国立公園の利用の促進を図るためのデジタル展示の整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。

事業イメージ



国立公園利用促進事業

【背景・課題】

- ・外国人観光客の国立公園の利用が、物見遊山的な観光となっており、同じ国立公園の中でも観光地として有名な場所に利用が偏っており、国立公園全体の利用の広がり課題がある状況。
国立公園の利用を促進するために、自然そのものを楽しめる取組、仕掛けが必要。

【事業内容】

- ① 外国人観光客が、国立公園の自然について学んだ上でフィールドに入ること、国立公園の自然そのものをより楽しむ事が出来ることから、ビジターセンター、世界遺産センターなどの利用の起点で、自然のメカニズムを解りやすく解説するデジタル展示を導入し、国立公園を楽しむための解説の充実を図る。
- ② 外国人観光客を国立公園の他地域や近隣の他の国立公園へ誘導するために、インバウンド利用が多く、効果が期待出来る地区において、国立公園の魅力を紹介するデジタル展示を導入する。

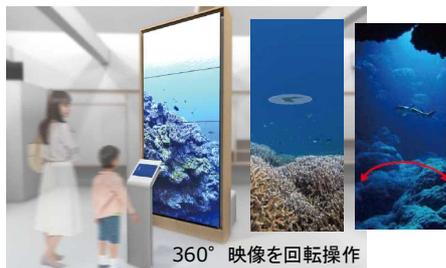
【事業スキーム】

- (直轄) 国→民間事業者等 【工事/導入に関する調査設計請負・一般競争】
- (補助) 国→地方公共団体 <補助率: 1/2>

【効果】

訪日外国人観光客の国立公園の利用の促進がはかれ、滞在時間の延長やそれに伴う消費額の増、次回訪日時候補地となる可能性の増加、満足度向上によるリピーターの増につながる。
+まずは国内旅行者増による地域経済と雇用の下支え・回復

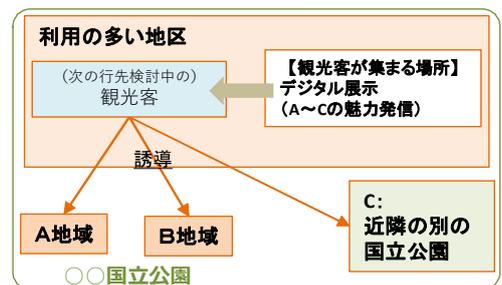
① 国立公園を楽しむための解説の充実



360°映像を回転操作

【想定場所】
国立公園の利用の起点になる場所(ビジターセンターなど)

② 国立公園利用の拡大(他地域への誘導)



【想定場所】
阿寒摩周国立公園は、知床国立公園や釧路湿原国立公園とも距離が近く公園同士で連携することで、効果的な情報発信が可能

対象者

国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園利用促進事業)の補助を受けて補助対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて補助対象事業を実施する市町村

対象事業

国立公園の利用促進に関する以下の事業

- ア ビジターセンターにおける国立公園に関する自然解説を目的とするデジタル展示
- イ 国立公園の魅力を伝え、利用が多い場所から利用の少ない場所への誘導を目的とするデジタル展示
- ウ アもしくはイに関するコンテンツ又はシステム製作、及びコンテンツ又はシステムを導入するための設備の整備に関するもの。

支援内容

国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園利用促進事業)
・補助対象経費の1/2を補助

昨年度からの変更のポイント

支援手続スケジュール(予定)

次年度分は4月以降に募集開始予定

備考

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-5521-8281

○国立公園等多言語解説等整備事業

令和3年度予算案額：
4,962百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。

事業イメージ



国立公園等多言語解説等整備事業

【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では英語解説文の整備は進みつつあるものの、利用者の多様な言語には未対応であり、国定公園等では英語解説文の整備が十分に進んでいない。

国立公園では一定の整備が進みつつある中、訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるには、国定公園等の自然体験拠点についても対象とし、自然公園全体で取り組みを進める必要がある。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(令和3年度拡充内容)

- ・国定公園及びロングトレイル（長距離自然歩道）内及びこれらへの誘客を目的とした多言語解説等整備を補助事業の対象とする。

【事業実施スキーム】

- <直轄> 環境省 → 民間事業者 ※国立公園のみ
- <補助> 環境省 → 中間執行団体
- 地方公共団体、観光協会やDMO等の団体、民間事業者等

補助率：2/3

※国立公園以外で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁の作成指針等を活用すること等を要件とする

【効果】

各国立公園等にて魅力的な多言語解説が整備されることによる、訪日外国人の国立公園、国定公園等での体験滞在の満足度の向上、滞在の長時間化、ひいては消費額の増大に資する。



Uni-codeを活用した4言語による自然の解説



多様な媒体を活用し国立公園等の魅力を多言語で解説

対象者

地方公共団体、観光協会・DMO等の団体、民間事業者等

※国立公園で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁が実施する「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」において作成する英文解説文を活用することが必要。国立公園以外で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁の作成指針等を活用すること等を要件とする。（調整中）

対象事業

これまでの観光庁多言語事業とも連携しつつ、国立公園、国定公園等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。（交付対象事業費の2/3を補助）

支援内容

交付対象経費の2/3を助成（予定）

昨年度からの変更のポイント

国定公園及びロングトレイル（長距離自然歩道）内及びこれらへの誘客を目的とした多言語解説等整備を補助事業の対象とする。

支援手続スケジュール（予定）

令和3年4月以降に公募開始予定。

【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課
TEL : 03-5521-8279

○ 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

令和3年度予算案額：
4,962百万円の内数

概要

国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助するもの。

事業イメージ

地方公共団体・民間事業者等に対する補助事業（補助率：1/2）

【事業内容】

II 事業	I 利用拠点計画策定	<継続>	
	地元自治体（市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定		
	① 廃屋の撤去 民間事業者の導入を前提とした撤去	② インバウンド機能向上 Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化	③ 文化的魅力の活用 地域文化が体感できるまちなみ改善
	④ 既存施設の観光資源化 利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化 内装及び設備（文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施）		
	⑤ ワークेशन受入事業支援 <新規> ウィズコロナ・ポストコロナの新たな時代にふさわしい、「3密」を避けられる国立公園ならではの滞在環境を実現するため、ワーキングスペースを設ける空き家など既存施設の改修・機能転換や、感染防止に資する改修を支援。		  <p>ワークेशन受入事業の支援により、滞在環境等を上質化し、「3密」を避けられる国立公園での滞在を促進</p>
	⑥ 無電柱化など引き算の景観改善 <新規> 無電柱化やアスファルト舗装面の緑地化、通景伐採など「引き算」の取組により、個々の建築物にとどまらない、拠点内の面的景観や、山・湖への眺望景観を総合的に改善。		

対象者

- ・ 地方公共団体（都道府県、市町村）（※対象事業のうちの①に限る）
- ・ 民間企業
- ・ 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人
- ・ 観光協会・広域観光推進機構、その他協議会 等

対象事業

- ① 国立公園利用拠点計画策定支援
- ② 国立公園利用拠点上質化整備
 1. 跡地への民間導入を前提とした廃屋撤去
 2. インバウンド対応機能強化（多言語サイン・標識の整備、無線LAN環境整備、トイレ洋式化）
 3. 文化的まちなみ改善に資する外構・外観修景等
 4. 既存施設の観光資源化促進に資する機能転換・強化
 5. ワークーション受入事業支援（調整中）
 6. 無電柱化など引き算の景観改善（調整中）

支援内容

事業費の1 / 2を上限に助成

対象エリアは以下のとおり。

自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域

昨年度からの変更のポイント

「ワークーション受入事業支援」「無電柱化など引き算の景観改善」を新規メニューとして追加

支援手続スケジュール（予定）

令和3年4月頃以降に補助対象案件の公募を開始予定

【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課
TEL : 03-5521-8278

○ 国立公園核心地利用施設上質化事業

令和2年度当初予算額:200百万円
令和3年度予算案額:180百万円

概要

国立公園の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。

事業イメージ



国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（核心地の利用施設）

<継続>

II 事業計画の策定

地元自治体(都道府県・市町村)が主体となり、既存民間事業者等と協議して策定

① 核心地の利用施設の上質化事業

国立公園の自然景観を眺望できる、公園内の核心地や一等地（奥地、湖畔、砂浜、岬など）に位置する、展望所・休憩所などの利用施設は、利用及び滞在拠点として重要であるが、立地条件が厳しいため、利用環境整備に要する事業費の負担が通常よりも大きくなるケースが多く、老朽化が進んでいるものの更新整備等が難しい状況。

そのため、このような核心地に位置する施設の内外装の改修や、快適かつポストコロナの新たな時代のニーズに合った利用空間の創出、民間事業者の導入によるサービスの向上等に関する事業を支援し、国立公園ならではの雄大な景観を快適な利用環境で体験できるよう、利用施設の上質化させ、満足度の向上を図る。

【事業内容】

- ・ 建物の外装、内装、設備の改修等。
（施設内のWi-Fi整備・多言語サイン・トイレ洋式化、調理場等の改修を含む）
- ・ 運営を、地元自治体及び民間事業者が協力して実施するものを想定。



改修



【効果】

- 外国人旅行者の満足度向上、滞在時間の増加、リピーターの確保
- + まずは国内旅行者増による地域経済と雇用の下支え・回復

【事業スキーム】

国から地方公共団体へ1/2補助（改修費）



民間による質の高いサービスの提供【イメージ】



対象者

国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園核心地利用施設上質化事業)の補助を受けて補助対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて補助対象事業を実施する市町村

対象事業

国立公園核心地利用施設の滞在環境の上質化に関する以下の事業

国立公園の優れた自然景観(特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区)を眺望できる、普通地域を除く国立公園内の展望地に位置する利用施設のインバウンド受入れ環境整備(多言語サインに加え、必要に応じWi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等)を前提とした外装、内装、設備等の改修に関するもの。

支援内容

国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園核心地利用施設上質化事業)
・補助対象経費の1/2を補助

昨年度からの変更のポイント

—

支援手続スケジュール(予定)

次年度分は4月以降に募集開始予定

備考

—

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-5521-8281

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

令和3年度予算案額：
1,050百万円

概要

スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

事業イメージ



アフタースキーを楽しめる環境を整備し、外国人観光客の長期滞在を促進



索道の再編や搬器の大型化・高速化により、混雑を改善し、快適性・満足度を向上



グリーンシーズンも楽しめる環境を整備し、通年での誘客を促進

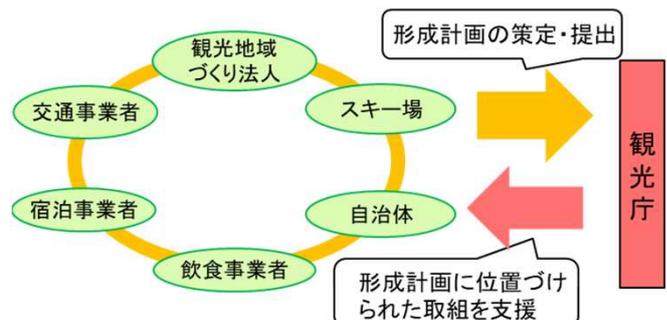


高性能な降雪機の導入により、営業期間を最大化・明確化

対象者

観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

※インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルが高い地域の「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた事業の実施主体に限る。



対象事業

・補助対象事業：

地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた以下の取組

- アフタースキーのコンテンツ造成
- グリーンシーズンのコンテンツ造成
- 受入環境の整備

(多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス対応、公衆トイレの洋式化等)

- 外国人対応可能なインストラクターの確保

○二次交通の確保 (スキー場間の周遊等のためのバス運行の実証実験)

- 情報発信 (プロモーション資材の作成等)

- スキー場インフラの整備

(索道施設 (ゴンドラ・リフト) の撤去、搬器の更新 (機能向上分)、高機能な降雪機の導入、ICゲートシステムの導入)

※訪日外国人旅行者の誘客に地域一丸となって取り組む地域に絞って支援

支援内容

上記の補助対象事業に要する経費のうち、1/2を支援

支援手続スケジュール (予定)

3月中旬～4月中旬：公募 (予定)

6月上旬：交付決定

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光庁観光地域振興課 TEL 03-5253-8328

○安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の観光魅力向上事業

令和3年度予算案額：
2,225百万円の内数

概要

海洋周辺地域への訪日観光を促進し、地域の活性化を図るため、ツアーやイベント等の観光コンテンツの磨き上げや関連する受入環境整備、災害からの訪日観光客の安全確保等の取組みを支援する。

事業イメージ

観光コンテンツの磨き上げ(A)



ツアー造成・イベントへの誘客

訪日観光客受入環境整備(B)



洋式トイレ化 キャッシュレス対応

災害からの訪日観光客の安全確保(C)



多言語避難誘導 多言語防災ハンドブック

対象者

- ・港湾管理者
- ・地方公共団体
- ・民間事業者（観光地域づくり法人（DMO）を含む）
- ・上記により構成されるコンソーシアム

対象事業

- 観光コンテンツの磨き上げ（A）
 - ・ツアー造成・販売に係る試行（事前調査、二次交通の実証を含む）及び海洋周辺地域のイベントへの訪日外国人の誘客促進
 - ・AR等の先進的な体験型観光の導入等の魅力的な観光コンテンツ・情報コンテンツの造成
- 受入環境整備
 - ・船・船の発着場所・観光資源におけるICTを活用した多言語情報発信、環境整備 . . . (B)
 - ・災害からの訪日観光客の安全確保のための多言語情報発信、環境整備 . . . (C)

<実施要件>

- Bについては、Aを既に実施している場合（同時に実施する場合も含む）、支援可能
- Cについては、単独で整備可能

支援内容

予算の範囲内で各事業の1/3以内

昨年度からの変更のポイント

- ツアー造成だけでなく、イベントへの訪日外国人の誘客促進に資する取組も支援。
- 災害からの訪日観光客の安全確保も支援。
- 受入環境整備については、観光コンテンツの磨き上げを既に実施している場合（同時に実施する場合も含む）に支援。

支援手続スケジュール（予定）

公募：令和3年4月頃
審査：令和3年5月頃
通知：令和3年5月頃

備考

【連絡先】

国土交通省	港湾局	産業港湾課	クルーズ振興室	TEL:03-5253-8672
	海事局	内航課		TEL:03-5253-8625

新規

ソフト&ハード事業

○新たなインバウンド層の誘致のための コンテンツ強化・地域資源磨き上げ

令和3年度予算案額：
2,225百万円の内数

概要

地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するため、アドベンチャーツーリズムの充実に資する潜在的な観光コンテンツの発掘・磨き上げや、観光コンテンツの実施に必要な建物の改修、設備の購入等を支援することで、訪日外国人旅行者の消費機会拡大、1人当たりの旅行消費額増加を図る。

- 旅行に対するニーズが変容する中、自然・文化といった豊富な観光資源を活用し、日本の本質を体感できるアドベンチャーツーリズムを推進。
- 富裕層等の新たなインバウンド層に訴求力の高い体験型観光として、アドベンチャーツーリズムを推進することにより、安全・安心な目的地として世界の旅行者に来訪・滞在を促し、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大に繋げる。

アドベンチャーツーリズム



「自然」・「文化」・「アクティビティ」の要素を組み合わせた旅行形態

事業イメージ

アドベンチャーツーリズムの充実に資する潜在的な観光コンテンツの発掘・磨き上げ

- 消費額増加や満足度向上に繋がる観光コンテンツの発掘・磨き上げ。
- 地域への専門家派遣によるコーチング（改善指導）の実施。
- アドベンチャーツーリズムの充実に資する観光コンテンツの実施に必要な物件の改修費や設備・備品の購入費等の補助。

観光コンテンツの 発掘・磨き上げ、 コーチング



観光コンテンツの発掘
(山伏文化等の地域資源)



制作におけるディレクション
(演出方法)

改修 ・ 購入費の 補助



物件改修



設備・備品

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域協議会等

対象事業

【ソフト事業】

- 消費額増加や満足度向上に繋がる観光コンテンツの発掘・磨き上げ
- 地域への専門家派遣によるコーチング（改善指導）の実施

【ハード事業】

- アドベンチャーツーリズムの充実に資する観光コンテンツの実施に必要な物件の改修費や設備・備品の購入費等の補助

支援内容

【ソフト事業】

- 消費額増加や満足度向上に繋がる観光コンテンツの発掘・磨き上げ
このために必要とする観光コンテンツの発掘・造成、プロモーションに関する費用等の支援。
観光庁における調査事業の一環として行うものであるため、調査に要する経費を国が国費により負担（定額。上限額あり。）。
<国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業ではないことに留意。>
- 地域への専門家派遣によるコーチング（改善指導）の実施
観光コンテンツの発掘やプロモーション等に関して、翌年度以降に事業者が自ら継続することを前提に、運営体制・事業計画から実施までを、専門家が国費により一気通貫してコーチング。

【ハード事業】

- アドベンチャーツーリズムの充実に資する観光コンテンツの実施に必要な物件の改修費や設備・備品の購入費等の補助
事業費の1/2（上限額あり。）

昨年度からの変更のポイント

支援手続スケジュール（予定）

未定（観光庁ウェブサイト等で公募開始を案内。）

備考

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL03-5253-8924

- 自然環境整備交付金事業
- 環境保全施設整備交付金事業

令和2年度当初予算額：2,657百万円
令和3年度予算案額：1,657百万円

概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与することを目的としている交付金事業。

事業イメージ

自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金

背景・目的	事業概要	事業目的・概要等
<p>政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備 ○ 国定公園等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備 ・ 長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備 ・ 国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等 ● 環境保全施設整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備 	<p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与する。</p>
<p>事業スキーム</p> <pre> graph LR A[環境省] -- 交付 --> B["A県 【都道府県の裁量で配分】"] A -- 交付 --> C["B県"] B -- "【一般競争入札等】" --> D["A県事業 C市事業"] D --> E[民間企業等] </pre> <p>※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業 総事業費の2分の1 国定公園等整備事業 総事業費の100分の45</p>	<p>期待される効果</p> <p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与する。</p>	
<p>イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>国立公園整備事業</p> <p>(公衆トイレの洋式化)</p> <p>(標識等の多言語表記)</p> <p>(老朽化した落下防止柵の再整備)</p> <p>(利用が多い荒廃歩道の再整備)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>国定公園等整備事業</p> <p>(植生保護のためのシカ柵の整備)</p> <p>(公衆トイレの整備)</p> <p>(長距離自然歩道の整備)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>長寿命化対策整備事業</p> <p>(ビジターセンターの長寿命化対策)</p> <p>(展望台の長寿命化対策)</p> </div> </div>		

対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

対象事業

(1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園整備については、植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外。

(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

(3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

支援手続スケジュール(予定)

都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出

→ 都道府県知事より交付申請

→ 環境大臣が交付決定

→ 都道府県が事業実施

→ 都道府県知事より実績報告を環境大臣へ提出

→ 環境大臣が交付額の確定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-5521-8281

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

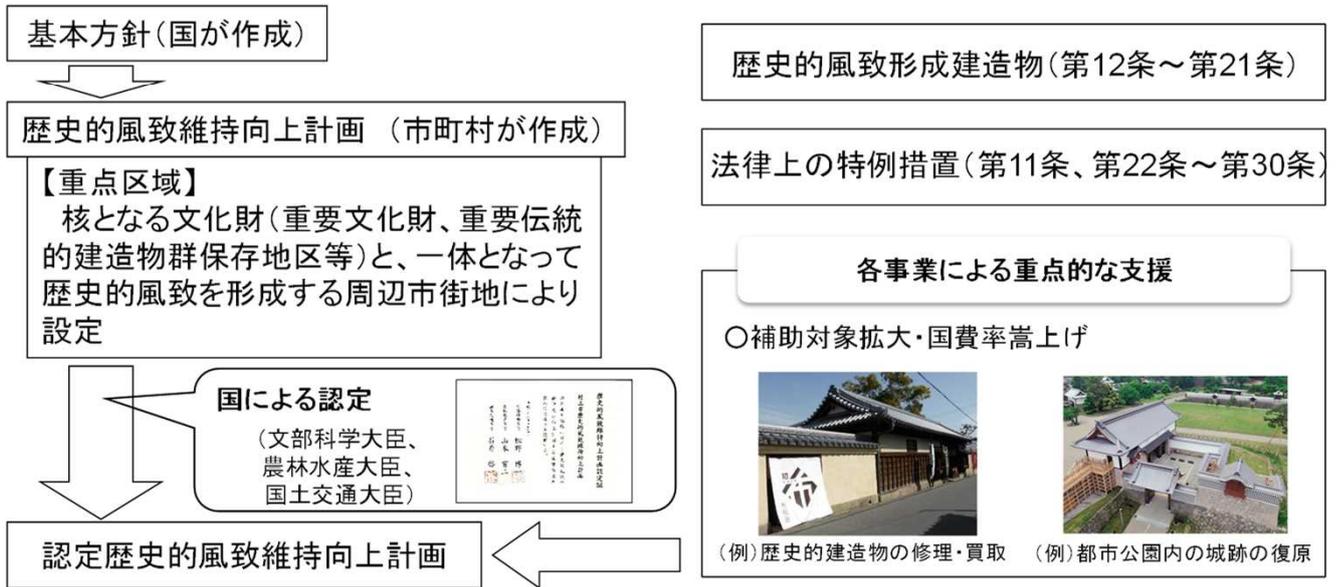
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 03-5253-4111
URL:http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL:http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL:<http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○ 伝統的建造物群基盤強化

令和3年度予算案額：
1,579百万円

概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



対象者

市町村

対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理
重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、耐震改修、情報発信を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。
- (3) 防災設備等
重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置等。
- (4) 買上
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。
- (5) 公開活用事業
重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等。

支援内容

○調査、修理、防災設備等、買上、公開活用・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

（交付予定）

令和3年4月、6月、9月、11月

令和4年2月初頭

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：03-6734-2834

○ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和3年度予算案額：
11,497百万円

概要

文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

事業イメージ

文化財修理の技術的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など技術的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は366件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図

※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに、観光振興にも寄与する。

工事を見学できる視察通路を設置
パネル等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。

大ホールなど休養用がまじり整備等(東京都)
門司港駅(旧門司駅)本館電子解説装置(福岡県)

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。

ワイヤーによる支保
保存管理施設の設置

適切な周期
根本修理(解体・半解体修理)：平均150年周期
維持修理(屋根葺替・塗装修理)：平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。

重要文化財 本隆寺本堂ほか2棟半解体修理の様子(京都府)

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）

対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
- (6) 公開活用事業

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等

- (7) 環境保全等

支援内容

○修理、情報発信、公開活用、環境保全等・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

（交付予定）
令和3年4月、6月、9月、11月
令和4年2月初頭

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：03-6734-2834

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

令和3年度予算案額：
6,969百万円

概要

文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力あるものにすべく“磨き上げ”る取組を支援し、観光インバウンドに資するコンテンツ作りを進めるとともに、先端技術を駆使した効果的な発信を行い、観光振興・地域経済の活性化の好循環を創出する4つの事業を行う。

事業イメージ

文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

令和3年度予算案(案) 6,969百万円



<p>日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 2,600百万円</p> <p>日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出し、地方誘客・消費拡大を促進</p> <p>○我が国が誇る文化資源の集中展示やダイジェスト版公演、体験プログラムの創出など日本文化の魅力を実際に体感できる取組の推進に加え、国内外の多くの方々から自宅等でも日本博を楽しむことができるよう、多様な映像コンテンツの制作・発信等に積極的・戦略的に取り組む。</p> <p>○文化庁、国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財を各地方で展示</p> <p>＜多言語による映像コンテンツ発信＞ ＜国内外へ映像コンテンツ発信＞</p> <p>＜VRなどの最先端技術も活用した映像コンテンツ発信＞ ＜バーチャル展覧会＞</p> <p>文化庁(国)と連携し、各地方の文化財を展示する。</p>	<p>日本文化の魅力発信 799百万円</p> <p>日本の歴史・文化・芸術の魅力を先端技術(AR・高精細画像等)も駆使しながら、主要空港で発信</p> <p>空港等における文化財の魅力発信</p> <p>ロビーにおける高精細映像の展示(仙台空港) アイヌ文化をテーマとした演出(新千歳空港) 屏風型高精細画像の展示(羽田空港)</p> <p>旅前・旅後の情報発信 J N T Oと連携し日本文化の魅力をオンラインでも発信</p> <p>ARを活用した歴史資料体験作品</p>
<p>Living History (生きた歴史体感プログラム) 1,800百万円</p> <p>文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財のインバウンド活用による地域活性化の好循環を創出</p> <p>文化財の付加価値を高める</p> <p>観光客数増・観光客の満足度向上</p> <p>観光客の滞在期間長期化&リピーター増・地域活性化・特別料金の徴収等</p> <p>増えた収益を文化財に再投資</p> <p>好循環の創出</p>	
<p>文化財・博物館等のインバウンド対応 1,770百万円</p> <p>訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財の多言語解説を整備・上質な文化観光コンテンツの作成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進</p> <p>(史跡における当時の様子をARを活用して体験) (二条城の寛永行幸の時代に実施された茶会を再現) (火輪型土器を使った調理など縄文時代の生活を実際に体験) (2次元コードから、多言語解説による音声を読み上げられる) (AR等技術を使用した多言語解説) (夜間等の特別解説ツアー等の実施)</p>	

対象者

地方公共団体、文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等(事業により対象者が異なります。)

対象事業

事業イメージのとおり

支援内容

【日本博を契機とした観光コンテンツの拡充】

- ・主催・共催型プロジェクト（委託事業）
 - ①総合大型プロジェクト：上限2億円
 - ②分野別大規模プロジェクト（長期）：上限8,000万円
 - ③分野別大規模プロジェクト（短期）：上限6,000万円
- ・国際的文化フェスティバル展開推進事業
補助率：補助対象経費の1/2（加算要件あり。最大2/3）

【先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業】・・・事業費の1/2
外国人観光客の体験滞在の満足度向上を図るため、文化財所有者が行う先端技術（VR、MR技術映像や高精細画像、高精細レプリカ等）を駆使した文化財の公開・活用の取組を支援。

【文化財多言語解説整備事業】原則1/3

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な媒体整備を支援。

【文化資源の高付加価値化の促進】

上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る。（委託事業）

【Living History（生きた歴史体感プログラム）事業】

文化財に新たな付加価値を付与し、その魅力的なものとするための取り組み（Living History）を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環の創出を行う。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる「日本遺産」や「世界文化遺産」などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

支援手続スケジュール（予定）

スケジュールは未定（各事業ごとにご確認ください。）

【連絡先】 文化庁 政策課 03-6734-2809

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和3年度予算案額：
1,945百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援。

事業イメージ



対象者

拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業

- (1) 文化観光推進法に基づく拠点計画・地域計画の策定のための事業
- (2) 認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業
- (3) 認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業

支援内容

- 計画策定支援・・・2／3
- 機能強化事業、地域推進事業・・・2／3

昨年度からの変更のポイント

今年度における「博物館等を中核とした文化クラスター推進事業」を拡充し、データの収集・分析の経費など計画の策定のための支援や、専門家の派遣など計画の推進のための支援を新たに講じるなど、支援内容の充実を図っている。

支援手続スケジュール（予定）

令和3年2月頃：交付要望受付予定
令和3年4月頃：採択結果通知予定
令和3年5月頃：交付決定予定

【連絡先】

文化庁 参事官（文化観光担当） TEL03-6734-4893

○城泊・寺泊による歴史的資源の活用

令和3年度予算案額：
100百万円

概要

城や社寺を日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用し、地方での長期滞在や旅行消費額の増加を目指すべく、宿泊施設のインバウンド・知的好奇心の高い層向け滞在環境整備、体験コンテンツの造成・多言語化、コンシェルジュ対応の充実を図る。

事業イメージ

(1) 城・社寺活用専門家派遣

城・社寺等の歴史的資源をインバウンド向け宿泊施設として利活用することに意欲がある実施主体に向けて、自治体・地域住民への理解の促進や宿泊施設化を進めるコンサルティング・コンテンツ造成を目的として専門家を派遣



全国10箇所程度で「城泊・寺泊活用専門家派遣」の実施

(2) 城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備

城泊：既に取り組を実施中又は具体的に計画をしている施設の磨き上げと
インバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。
寺泊：既に日本人向けに運営がされている施設の館内設備等の
インバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。



インバウンド化に伴うリフォーム 滞在環境整備
コンシェルジュ 多言語対応支援

【補助対象事業】

①城泊・寺泊のインバウンド化

インバウンド・知的好奇心の高い層向け滞在環境整備
(リフォーム、コンシェルジュの多言語対応、予約HPの改修等)

②体験コンテンツの造成・インバウンド化

体験コンテンツの造成、多言語化、モニターツアー実施
例) 城泊：城主体験、侍体験等 寺泊：写経、座禅、茶礼等



地域資源を活用した、観光コンテンツの発掘・磨き上げ・インバウンド化

(3) 海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上

城・社寺等の歴史的資源を活用した宿泊施設への実際の集客を図るためのコンテンツ作成および宿泊者の増加につながる魅力発信・認知度向上、広報用素材の作成



①海外向け魅力発信



②広報用素材制作

対象者

対象事業(1)(2)：観光地域づくり法人(DMO)、地方公共団体またはそれらを含む地域協議会、民間事業者等

対象事業(3)：民間事業者

対象事業

- (1)城・社寺活用専門家派遣
- (2)城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備
- (3)海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上

支援内容

対象事業(1)城・社寺活用専門家派遣

- ・採択件数：10件程度
- ・城・社寺等の歴史的資源をインバウンド向け宿泊施設として利活用することに意欲がある実施主体に向けて、自治体・地域住民への理解の促進や宿泊施設化を進めるコンサルティング・コンテンツ造成を目的として専門家を派遣

対象事業(2)城泊・寺泊の滞在環境・体験コンテンツ整備（補助率：1/2）

- ・採択件数：城・寺合わせて7件程度
- ・城泊：既に取り組を実施中又は具体的に計画をしている城泊の磨き上げとインバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。
- ・寺泊：既に日本人向けに運営がされている寺泊の磨き上げと館内設備等のインバウンド・知的好奇心の高い層への対応強化・感染症対策対応整備を支援。

対象事業(3)海外に向けた更なる魅力発信・認知度向上（委託）

- ・城・社寺等の歴史的資源を活用した宿泊施設への実際の集客を図るためのコンテンツ作成および宿泊者の増加につながる魅力発信・認知度向上、広報用素材の作成を行う。

昨年度からの変更のポイント

対象事業(2)については、感染症対策対応整備に対する支援を追加。

支援手続スケジュール（予定）

令和3年4月以降に順次募集開始予定

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8925

農山漁村振興交付金のうち
農泊の推進

令和3年度予算案額：
9,805百万円の内数

概要

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参画し、法人化された中核法人を中心として、地域が一丸となって取り組む体制。



※ 中核法人の主たる事業は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

対象者

1. 農泊推進事業【ソフト対策】：地域協議会等
2. 施設整備事業【ハード対策】
 - (1) 活性化計画に基づかない事業
 - ① 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
 - ② 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
 - (2) 活性化計画に基づく事業：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

対象事業 (次頁へ続く)

1. 農泊推進事業【ソフト対策】
 - (1) 農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援。
 - (2) 実施体制が構築された農泊地域を対象に、多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援。



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



課題に応じた専門家の派遣・指導

対象事業 (続き)

2. 施設整備事業【ハード対策】

(1) 活性化計画に基づかない事業

① 市町村・中核法人実施型

農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

② 農家民泊経営者等実施型

地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援。

(農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能)

(2) 活性化計画に基づく施設整備事業

活性化計画に基づき、農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援。



廃校を改修した大規模滞在施設



古民家を活用した滞在施設

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。

1. 農泊推進事業【ソフト対策】

(1) 事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）

(2) 事業期間：上限2年間、交付率：1/2等

2. 施設整備事業【ハード対策】

(1) 活性化計画に基づかない事業

① 市町村・中核法人実施型

事業期間：2年間

交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円（いずれも国費））

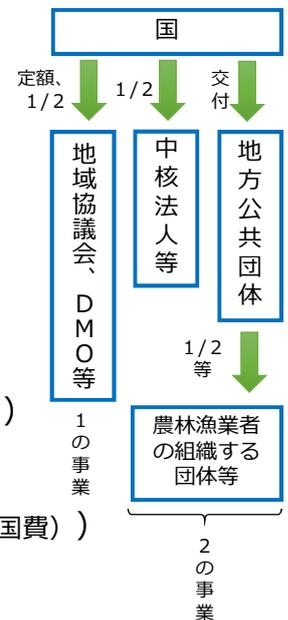
② 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域（いずれも国費））

(2) 活性化計画に基づく事業

事業期間：原則3年間、交付率：1/2等



昨年度からの変更のポイント

○農泊推進事業（1（2））での対象事業を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

一次公募：例年2月

※スケジュールは予定であり、詳細は随時HPでご確認ください。

備考

活性化計画とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づき、都道府県又は市町村が作成する計画をいう。

【連絡先】

農林水産省農村振興局

都市農村交流課 TEL 03-3502-0030（1，2（1））

地域整備課 TEL 03-3501-0814（2（2））